

受診の項目では、医師、歯科医、精神医等にかかった人の数と、各診療科別受診件数とがやはり年齢、性等々の特性分類に従って記録される。外来患者数のところでは外来治療を受けている人の数、外来治療の終了した人の数等が傷害や疾病的種類別に記される。入院患者のところでは、入院治療を受けている人の数、退院者数、入院加療中の死亡者数を記す。特別施設の利用という項目では、たとえば外科利用者数とか放射線治療、脳外科等々の利用者数及びそれらの治療件数が採られる。これらについても傷害・疾病的種類及び年齢、性、地域等々の分類に基く統計が必要とされる。最後の待機者数という項目についても同じ分類に基く統計がとられる。

保健サービスに当る人及び施設については医療のマンパワーの項目として等級別の医療、看護、技術職及び補助的職務に新しく従事し始めた人の数、上記の活動に現在従事している人の数、職業の変更、隠退、死亡及びその他の原因によって上記の活動をやめた人の数の三種類が職種別、病院の種類別及び年齢、性、地域、都市・農村別に記される。医療施設については、病院や同種施設の新設または他の方法による収容能力の増加がスタッフ数に見合ったベッド数をもって表される。第2に現存の病院や同種施設の収容能力がスタッフ数に見合ったベッド数で表される。第3に病院や同種施設の廃止等に基く収容能力の低下がスタッフ数に見合ったベッド数の減少によって表される。これらはすべて地域別、都市・農村別に記される。

最後に上記保健サービスに関する収支の表がつけられる。この表については、SNAの方針に沿って資料が集められる。またそれらの情報は、できるだけ不变価格あるいは物的なタームでも表されねばならない。

UN, *Towards a System of Social and Demographic Statistics (Preliminary Version)*, ST/STAT. 68,
24 July, 1973, pp. 1-9, 29-27, 303-327.

(城戸喜子 社会保障研究所)

西ドイツ・東ドイツとの 保健条約

西ドイツと東ドイツの間で1974年4月25日保健条約が締結された。西ドイツではさらに立法機関によって承認されなければならない。

条約の効果は完全に西ベルリンにも及ぶ。この条約の内容はつきのとおりである。

(1) 旅行滞在中の医療扶助

この条約の実際の利益は、両国に滞在中の旅行者に外来および入院医療の請求権を与えたことにある。これらの扶助の内容は、(a)急病、災害もしくは慢性疾患の急な悪化の際の、悪化防止または鎮痛を含む必要な外来または入院診療、(b)薬剤、整形外科的な補助用具、めがね、補聴器、補てつもしくは同様な補助用具の支給、(c)患者移送（国境を越える場合を含む）、ただし国境を越える場合には患者による若干の負担がある、(d)医師の証明がある場合の、初診地への帰還、である。

(2) 特殊治療・療養

急病の場合と並んで、特殊治療・療養による相互援助がある。この場合は相応の費用計算が相互に行われる。この分野では今後内臓移植者の交換も行われることになろう。

(3) 薬 剂

この条約のもう一つのポイントは、大災害の際の、医薬品、医療用消耗品および医療技術製品の供給である。旅行者は個人的利用のための薬剤を携帯する権利を有する。正当な事由のある場合、追加治療または再治療のために一方の国から

薬局へ必要な許可された薬剤を送付することができる。さらに医薬品の副作用および薬種、興奮剤その他の薬剤の乱用に関する相互教示も行われる。

(4) 伝染病の情報交換

伝染性疾患の防止および克服の問題について定期的な情報交換が行われる。重大な場合には両国の保健大臣の間で即時に行われ、場合によっては必要な措置に関する取り決めが行われる。このことに関して東ドイツ政府は条約調印の際、条約発効とともに旅行者がみやげ物として帯行した古い衣類の消毒証明の提示を廃止することを明らかにした。

Gesundheitsabkommen mit der DDR, Die Krankenversicherung, Juli 1974, S. 171 – 172.

(石本忠義 健保連)

西ドイツにおける 児童手当の改正届出

(連邦政府は明年1月からの児童手当の改正に伴い、その届出のための公示を次のように Welt 紙上に数回にわたり掲げている)。

連邦政府より次のように通知します。

1975年1月1日より税制改革が発効します。これにより130億マルク以上の減税が行われ、中、低所得の世帯の負担を非常に軽減することになります。

従来の扶養児童控除、公務員児童加算および従来の児童手当に代えて新児童手当が行なわれます。これは両親の所得に関係なくすべて平等に支給されるものです。これによりすべての児童は社会的公正と均等な機会を保証されるわけです。

児童手当は第1児から支給されます。これまで手当を申請していない方は、申

請しなければなりません。所得と無関係です。

手当の額は、

第1子に50マルク、第2子に70マルク、
第3子以上は1人当たり120マルクです。

次の方は申請して下さい。

18歳以下(就学中は27歳まで)の1子ないし2子だけで、これまで児童手当または児童加算を受けていない方、

これまで教会または民間の雇用主で公務員給与規則を適用されるものから、児童手当または児童加算を受けている方。

次の方は申請を要しません。

労働局(Arbeitsamt)から既に児童手当を受けている方。

公務員の家族として雇用主から児童加算を受けている方。

以上の場合は労働局および雇用主は新児童手当を自動的に支払います。

申請を要するか否か疑問のある方は雇用主または労働局におたずね下さい。

申請用紙は労働局にありますので、御希望により郵送します。市町村役場にも、またたいていは事業所にも、置いています。

手当は明年1、2月分から2か月毎に支給されます。即刻決定し支給されますので、遅れるとそれだけ損です。

Die Welt; 1974, September, 14 (その他数回掲示)

「簡単な質問表」とうたっているが、全体で600万人に上る権利者のうち多くの者は、新児童手当の書式の記入に戸迷っており、青少年・家庭・保健省の声明によると既に3割の者が記入不備のため書類を戻されている。

申請については350万マルクの費用をかけて説明書を配布した後、1200万マルクで二つ折の立派な書類を該当世帯に送り、またそのうち1割位と思われる特に複雑なケースの所には特別の書類を送っている。